

⑤ 個人情報保護

1 個人情報保護の必要性等

(1) 個人情報の定義

【個人情報】

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報との照合により特定の個人を識別できるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。

【保有個人情報】

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であり、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして当該行政機関が保有しているもの。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

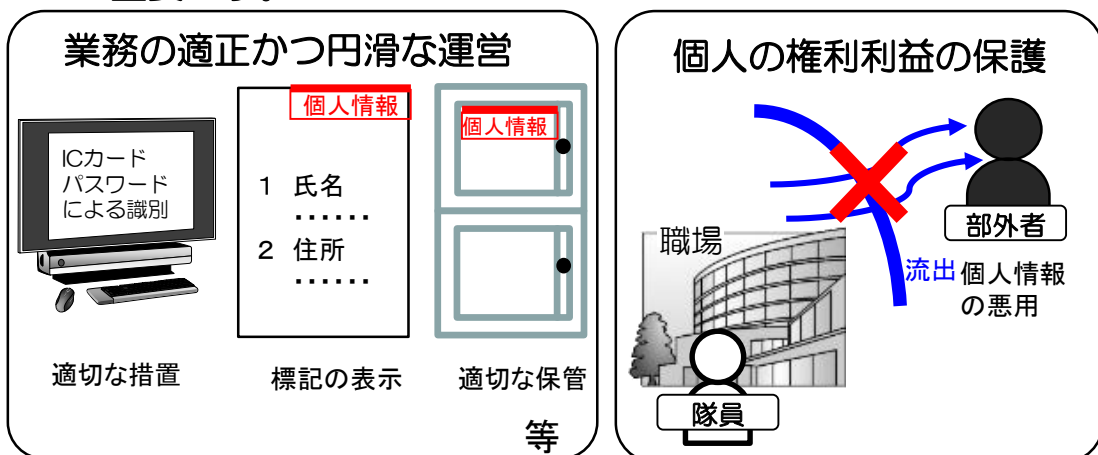
【個人情報ファイル】

保有個人情報を含む情報の集合物であり、次に掲げるもの。

- 一定の事務の目的達成のため、特定の保有個人情報を、電子計算機を用い検索できるよう体系的に構成したもの。
- 上記の他、一定の事務の目的達成のため、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成したもの。

(2) 個人情報保護の必要性

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要です。



⑤ 個人情報保護

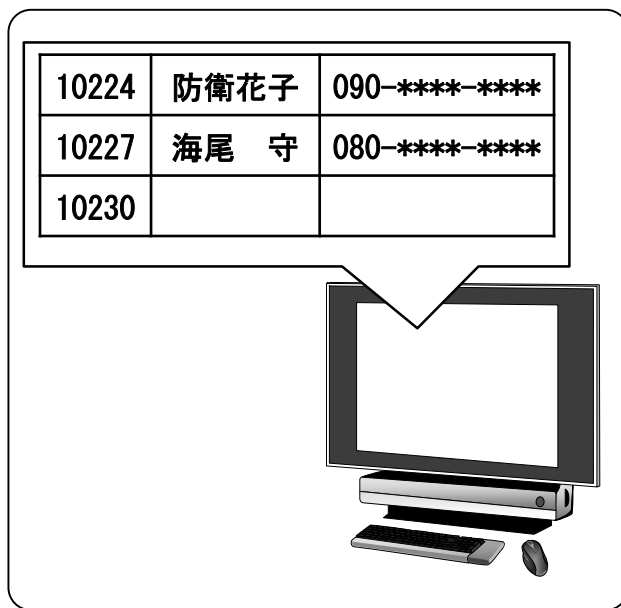
2 過去の違反事例

事例1：保護すべき個人情報がインターネット上に漏えい

【概要】

自衛官採用の1次試験合格者の結果をホームページに公開したところ、過失により本来公開すべきでない個人情報（携帯電話番号、親の氏名、出身校等）が含まれた前年度の結果が公開され、約1か月半の間、外部から閲覧できる状態となる事案が起きました。

このため、隊員A（担当者）及び隊員B（担当者の上司）は、それぞれ懲戒処分（戒告）となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
<u>本来公開すべきでない個人情報</u> が、 <u>約1か月半の間</u> 、 <u>外部から閲覧できる状態</u>	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令第10条 （個人情報ファイル等の管理）
	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令第11条 （保有個人情報の管理）

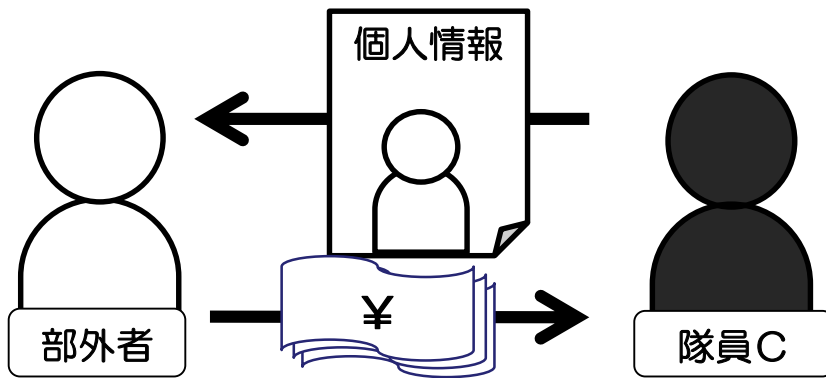
⑤ 個人情報保護

事例2：大量の個人情報を不正に提供

【概要】

隊員Cは、機関が管理する隊員の個人情報を、金銭を受け取る見返りに、正当な理由もなく部外者に対し、不正に提供しました。

このため、隊員Cは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第53条違反容疑で逮捕され、懲戒処分（免職）及び有罪判決（懲役2年、執行猶予5年）となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
業務上知り得た個人情報を正当な理由なしに部外者に知らせること	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第7条 (従事者の義務)
	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令第10条 (個人情報ファイル等の管理)
	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令第11条 (保有個人情報の管理)

⑤ 個人情報保護

3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

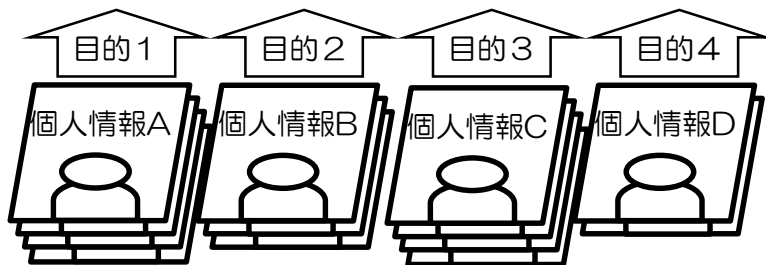
(1) 関係規則等に定められた事項の確実な実施

関係規則等に定められた事項の不履行は、不祥事の原因となり得るため、関係規則等に定められた以下の事項を確実に実施することが必要です。

ア 利用の目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有しない

→ 業務に必要な個人情報を保有しない

イ 知り得た個人情報をみだりに他人に知らせない 等



(2) 過失（うっかり）による漏えいには注意

個人情報を取り扱う際の過失（うっかり）は、個人情報漏えい等の原因となり得るものです。このため、ダブルチェックを行うなど事前の確認・点検を十分に行い、過失（うっかり）を排除することが必要です。特に、以下のような場合は注意する必要があります。

ア ホームページへの個人情報の掲載

イ 印刷物への個人情報の掲載・大量配布

ウ 個人情報を携行しての電車移動時の網棚への置き忘れや車両移動時の車両から離れた際の盗難

エ 複数の個人に対するメール送信

（相手の同意を得ずに「TO」あるいは「CC」として宛先を入力し送信）等

(3) 職員への研修等及び適切な調査の実施

機関保護管理者は、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、保有個人情報の管理状況についての定期調査及び臨時調査を行うことが必要です。

